共同生活援助（グループホーム）に係る食材料費に関する確認事項

|  | 確認事項 | 適否 | 根拠法令等 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 運営規程等に食材料費の額を定めているか。【聴取事項】（１）　食事を事業所で調理しているか。　　　　　　　　　　　　　［ はい・いいえ ］

|  |
| --- |
| 【「いいえ」の場合】（具体的に記載） |

（２）　食材の購入状況（該当項目に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事業所で提供している食事の材料は、世話人等職員がスーパー等で購入している。 |
|  | 事業所で提供している食事の材料は、委託契約等により業者から購入している。 |
|  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（３）　食費は、１食ごとに設定しているか。　　　　　　　　　　 ［ はい・いいえ ］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １食ごとの場合 | 朝食 | 昼食 | 夕食 |
| 円 | 円 | 円 |
| 上記以外の場合 | １日　　　　　　　　円 | １週間　　　　 　　　円 | １か月　　　　 　　　円 |
| その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記金額の設定理由・設定根拠等： |

（４）　食費の徴収額は、食材料費の実費となっているか。　［ はい・いいえ ］

|  |
| --- |
| 【「いいえ」の場合】（具体的に記載） |

（５）　徴収方法（該当項目に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 月額（定額）を事前に請求（３食×日数分） |
|  | 日ごとに事前に請求 |
|  | 実際の食数分を翌月に請求（食べた分の実数） |
|  | 利用した日数分を翌月に請求（食べたかどうかは問わない。） |
|  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（６）　食費の入出金の流れ（該当項目に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事業所で徴収し、事業所で支出 |
|  | 法人本部等で徴収し、法人本部等から事業所に送金 |
|  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

 | 適　否該当なし | 【介護サービス包括型】「条例」第１６８条の７「規則」第１３４条の３【日中サービス支援型】「条例」第１７０条の９（第１６８条の７準用）「規則」１３８条の４（第１３４条の３準用）【外部サービス利用型】「条例」第１７０条の１８「規則」１３８条の１０ |
| ２ | 　当該費用を支払った利用者に対し、領収書を交付しているか。 | 適　否該当なし | 【介護サービス包括型】「条例」第１６８条の３【日中サービス支援型】「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）【外部サービス利用型】「条例」第１７０条の２０（第１６８条の３準用） |
| ３ | 　あらかじめ、利用者に対し、食事の内容及び費用について説明し、同意を得ているか。　また、内容及び費用の変更時においても説明し、同意を得ているか。 | 適　否該当なし | 同上 |
| ４ | 　食材料費に余剰が生じた場合、精算の上、返金しているか。　又は、利用者の以後の食材料費に使用しているか。【聴取事項】（１）　差額の精算状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ①徴収額 | ②食材料費の実費（事業所支出額） | ③差額（①－②） | ④差額の精算 |
| 当年度（　 年　 月時点） | 円 | 円 | 円 | しているしていない |
| 前年度（　 年　 月期） | 円 | 円 | 円 | しているしていない |
| 前々年度（　 年　 月期） | 円 | 円 | 円 | しているしていない |

※直近の精算時期：　　　　年　　　月（　　か月ごと）※一人あたりの返金額：　　　　　　　　　円（２）　差額の精算方法（該当項目に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 翌月（翌々月）に精算（欠食分を返金） |
|  | 半年ごとに精算 |
|  | 年度末に精算 |
|  | 精算していなかったが、今後、精算する。（予定：　　　年　　月） |
|  | 精算しておらず、今後も精算する予定はない。 |
|  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（３）　差額を精算していない場合の取扱い　（該当項目に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 以後の食材料費に使用 |
|  | 他の費用に流用（流用先費用：光熱水費・日用品費・その他）その他の場合： |
|  | 本人預り金として保管 |
|  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

 | 適　否該当なし | 【介護サービス包括型】「条例」第１６８条の３【日中サービス支援型】「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）【外部サービス利用型】「条例」第１７０条の２０（第１６８条の３準用）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室、障害福祉課地域生活・発達障害者支援室　令和５年１０月２０日事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」 |
| ５ | 　費用の収支について、利用者から説明を求められた場合、適切に行っているか。 | 適　否該当なし | 同上 |

共同生活援助（グループホーム）に係る光熱水費・日用品費に関する確認事項

|  | 確認事項 | 適否 | 根拠法令等 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 運営規程等に光熱水費・日用品費の額を定めているか。【聴取事項】（１）　徴収額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 光熱水費 | １日　　　　　　　　円 | １週間　　　　 　　　円 | １か月　　　　 　　　円 |
| その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記金額の設定理由・設定根拠等： |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日用品費 | １日　　　　　　　　円 | １週間　　　　 　　　円 | １か月　　　　 　　　円 |
| その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記金額の設定理由・設定根拠等： |

（２）　徴収方法（該当項目に○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 光熱水費 | 日用品費 | 徴収方法 |
|  |  | 月額（定額）を事前に請求 |
|  |  | 日ごとに事前に請求 |
|  |  | 実際にかかった費用を翌月以降に請求 |
|  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |

（３）　入出金の流れ（該当項目に○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 光熱水費 | 日用品費 | 入出金の流れ |
|  |  | 事業所で徴収し、事業所で支出 |
|  |  | 法人本部等で徴収し、法人本部等から事業所に送金 |
|  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |

 | 適　否該当なし | 【介護サービス包括型】「条例」第１６８条の７「規則」第１３４条の３【日中サービス支援型】「条例」第１７０条の９（第１６８条の７準用）「規則」１３８条の４（第１３４条の３準用）【外部サービス利用型】「条例」第１７０条の１８「規則」１３８条の１０ |
| ２ | 　当該費用を支払った利用者に対し、領収書を交付しているか。 | 適　否該当なし | 【介護サービス包括型】「条例」第１６８条の３【日中サービス支援型】「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）【外部サービス利用型】「条例」第１７０条の２０（第１６８条の３準用） |
| ３ | 　あらかじめ、利用者に対し、光熱水費・日用品費の内容及び費用について説明し、同意を得ているか。　また、内容及び費用の変更時においても説明し、同意を得ているか。 | 適　否該当なし | 同上 |
| ４ | 　光熱水費・日用品費に余剰が生じた場合、精算の上、返金しているか。　又は、利用者の以後の光熱水費・日用品費に使用しているか。【聴取事項】（１）　差額の精算状況（該当項目に○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 光熱水費 | 日用品費 | 差額の精算状況 |
|  |  | 精算している。【直近の精算時期】光熱水費：　　　　年　　　月　一人当たり返金額　　　　　　　　　　　円日用品費：　　　　年　　　月　　　　　　 一人当たり返金額　　　　　　　　　　　円 |
|  |  | 精算していない。 |
|  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |

（２）　差額の精算方法（該当項目に○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 光熱水費 | 日用品費 | 差額の精算方法 |
|  |  | 翌月（翌々月）に精算 |
|  |  | 半年ごとに精算 |
|  |  | 年度末に精算 |
|  |  | 精算していなかったが、今後、精算する。（予定：　　　年　　月） |
|  |  | 精算していないし、今後も精算する予定はない。 |
|  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |

（３）　差額を精算していない場合の取扱い（該当項目に○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 光熱水費 | 日用品費 | 差額を精算していない場合の取扱い |
|  |  | 以後の光熱水費・日用品費に使用 |
|  |  | 他の費用に流用（具体的に記載）（光熱水費：　　　　　　　　日用品費：　　　　　　　　） |
|  |  | 本人預り金として保管 |
|  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |

 | 適　否該当なし | 【介護サービス包括型】「条例」第１６８条の３【日中サービス支援型】「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）【外部サービス利用型】「条例」第１７０条の２０（第１６８条の３準用）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室、障害福祉課地域生活・発達障害者支援室　令和５年１０月２０日事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」 |
| ５ | 　費用の収支について、利用者から説明を求められた場合、適切に行っているか。 | 適　否該当なし | 同上 |